

氏 名	おお 太 た たか ゆき 田 隆 之
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 286 号
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学 位 論 文 題 目	環境資源の自治的管理 ——管理組織と財政——

論文調査委員	(主 査) 教 授 植 田 和 弘	教 授 塚 谷 恒 雄	助教授 諸 富 徹
--------	----------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、愛知県矢作川流域で行われている流域規模の水質管理、森林管理についてその実態を詳細に調査し、その本質は地域住民や自治体を主体とする環境資源の自治的管理であることを理論的・実証的に明らかにした労作であり、次の各章から構成されている。

序章においてはまず、これまでに経済学で展開されてきた環境資源管理に関する研究を批判的に吟味し、地域で実際に行われてきた環境資源の自治的な管理の動きを包括的に捉える理論が構築されてこなかったと指摘される。その上で、自律と自己統治を軸とする自治論だけでなく運動に基づく自治論を踏まえ、自治という視点から地域住民による環境資源の利用や管理活動に加えて、運動を通じた政府への働きかけをもあわせて包括的に捉える環境資源の自治的管理論の必要性が提起される。さらに、環境資源の自治的管理論についてその理論構造と研究課題、アプローチが提示される。

第1章から第4章では、矢作川流域で組織的に行われている水質保全活動に焦点があてられ、詳細な実証研究が展開される。

第1章では、矢作川流域で結成された農業者、漁業者、流域自治体をメンバーとして流域規模で展開する水質保全組織に注目し、こうした組織が地域で自発的に形成され、今日まで維持されている原因が分析される。水質汚濁の被害者であった農漁業者らは、上水道を供給する流域自治体に利水者の側面などがあることに注目した働きかけを行い、組織形成につながったことが明らかにされる。さらに、活動費用は当初不均等に割り当てられたが、会員団体間で修正した後は、費用負担原則に則った分担に変化した可能性のあることが指摘される。最後に分析方法論が検討され、集合行為論は草の根レベルでの組織形成や利害調整を考察する上で優れたツールではあるが、組織活動を評価することができず、地域における環境資源の管理活動を考察する上では一面的だと評価される。

第2章では、この組織が結成される過程で発揮されたリーダーシップに注目し、組織形成とその後の活動が維持されている要因がコモンズ論を適用しつつ考察される。メンバー間の水質保全上の協調関係を構築することに対するリーダーの寄与が実証的に明らかにされ、リーダーの機能と役割は、複数の主体で水質保全を行う際に問題となるフリーライダーの発生を回避し、組織として実効的な水質保全活動を行う基盤をつくったことにありと評価される。最後に、コモンズ論は環境資源の管理活動を行う上での主体間の協調関係を機能論的に把握するため、リーダーの政治的活動などを捉えることができない限界があると指摘される。

第3章では、水質保全活動の運動論的側面に関して詳細な調査が行われ、当初は運動主体であった農漁業者らの組織が、運動団体から水質管理組織へと進化していることが明らかにされる。一連の分析を通じて、自治の理念を背景に展開される住民運動論は、地域における活動とその意義を検証する上で有意義な議論を展開しているものの、住民主体の管理活動という運動を超えた活動を評価できない限界があると指摘される。

第4章では、調査を通じて収集された資料が解析され、水質管理組織のパフォーマンスがコモンズ論を適用して評価され

る。コモンズ論は、地域におけるコモンズの持続的利用を可能にするメカニズムを追求してきたが、利用者間で生ずる情報の非対称性をモニタリングと合意形成を通じて解消するとともに、罰則などを通じて利用者によるフリーライダーの発生を回避することが重要な課題である。それを実現するための条件がコモンズ論では定式化されているが、矢水協組織の水質管理活動はその条件のいくつかに当てはまり、良好なパフォーマンスを示していることが明らかにされる。

第5章では、矢作川流域で水利権を持つ利水者による渇水調整を素材に水量管理の機能と構造が検証される。大口の利水者である農業用水と都市用水による協議と最大の水利権を持つ農業用水内の番水を中心に、渇水調整に伴う費用負担の割当を含めて自治的に行われていることが明らかにされる。この際の政府の役割は、協議の円滑化、さらに農業用水に対して土地改良事業などを通じて節水効果の大きい管水路化を進めることで、利水者中心の渇水調整を支えることにありと評価される。

第6章では、豊田市の水道水源保全基金を素材に、行政区域を越えた上下流による森林管理の合意形成過程が検証される。その結果、上流森林は市の水道水源として認識され、受益者負担可能な財として評価されていることが明らかにされる。同時に、この基金は地域における自治的な森林管理を行う制度であるが、市の合意形成過程とその後の基金の運用状況において、費用負担者である市民の直接参加がみられず、自治の視点から見て課題が残るとされる。

終章では、以上の検討結果をふまえて、序章で提示した環境資源の自治的管理論が地域における管理活動と政府に対する運動を通じた働きかけといった活動を包括的に捉え、自治という視点から活動の意義を評価できるなど独自の貢献があることが指摘され、結論とされる。

論文審査の結果の要旨

愛知県矢作川流域における水や森林など地域環境資源の管理システムは、そのパフォーマンスの高さという点からも、管理組織の構成主体のユニークさという点からも、環境資源管理の成功事例として環境白書などにもしばしば紹介されてきた。それにもかかわらず、環境資源管理に成功した社会科学的要因の分析については初歩的な段階にとどまっており、未解明なままといつてよい状態にあった。これに対して著者は、丹念な一次資料の収集と綿密な実態調査を繰り返すとともに、コモンズ論、集合行為論、地方自治論など既往理論を批判的に吟味しつつ再構成を図ることで、矢作川流域における水質管理組織の自治的性格と存立根拠を明らかにし、環境資源管理論の共通の基礎となる研究成果をあげた。このことは本論文の基本的特徴であり、貴重な学術的貢献である。

本論文より得られた学術的功績として評価できる点を示せば、以下のとおりである。

第1に、従来河川流域の水質管理は国家・自治体による管理が基本と考えられていたのに対して、矢作川流域において生成・維持されてきた水質管理組織が持つ独自の様式に着目し、その構造と機能を解明することで環境資源の自治的管理という代替モデルがあることを提示したことである。国家・自治体のみによる環境資源管理でもなく、また市場活用型管理やいわゆるコモンズ的管理でもない様式を担う管理組織が、水利用に関与する産業自治組織と自治体による共同管理という独自の様式であることを見出したことは、環境資源管理様式の多様性を理解する新たな理念型を確立することに途を開く貴重な学術的貢献であり、高く評価できる。

第2に、水質管理組織としての矢作川水質対策協議会（以下、矢水協）は、もともと農業者および漁業者という産業的に共通利害を持つ水利用者が水質汚濁反対運動のために組織した運動団体として始まったのであるが、それが自治体をも構成団体とする自治的な水質管理組織に発展していく過程を克明に描き、言わばその進化過程とそれを可能にした要因を明らかにしたことである。この過程は水質保全が地域の共通利益として認識される過程でもあるし、組織が統治能力を高める過程でもあるので、政治的現象としても経済的現象としてもきわめて興味深い発見である。

第3に、水質管理組織としての矢水協が良好なパフォーマンスを示している原因について、E. オストロムらによって定式化されているコモンズの持続的利用を可能にする条件に照らして検証し、矢水協組織の水質管理活動が大半の条件に適合することを見出したことである。矢水協活動の普遍的な性格を明らかにする貴重な実証研究であり、高く評価できる。

第4に、独特の水質管理組織である矢水協が生成・維持されてきたことを説明できる理論モデルを探索し、集合行為論、コモンズ論および地方自治論を批判的に摂取しつつ、独自の再構成を図ったことである。やや粗削りな感はあるが、矢

水協の活動を説明する上でそれぞれの理論が有する意義と限界を確認しつつ、説明能力のある理論モデルを構築しようとする積極性は高く評価されてよい。

同時に、本論文は優れて現代的で未開拓な分野の先駆的な研究であるだけに、研究方法上検討を要する点など、いくつかの論点が残されている。矢水協は住民自治の組織ではないので、矢作川流域の水質管理様式を環境資源の自治的管理と定式化するには、そこでの自治の内容が深められなければならない。また、水質管理組織の活動ルールが社会的合意を得るには活動費用の負担原則が確立しなければならないが、その内容が明確になっていない。さらに、水質保全活動をめぐる経済的利害の構図とその政治過程化についても、より立ち入った説明が求められるであろう。

しかしながら、これらの課題は今後の諸研究の全般的進展に待つべきともいうべきものであり、著者が矢作川流域の実態調査を基に提起し、理論的に解明し再構成した環境資源の自治的管理に関する一連の諸結果、それによってもたらされた貴重な学術的貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。尚、平成19年2月9日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。